

糸島1市2町合併協議会幹事会設置規程

(設置)

第1条 糸島1市2町合併協議会規約第12条第1項の規定に基づき、糸島1市2町合併協議会幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、会長の指示により、糸島1市2町合併協議会(以下「協議会」という。)に提案する事項について、協議又は調整をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、幹事会は、糸島1市2町の合併に関し必要な事項について、協議又は調整をすることができる。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長2人を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によりこれを定める。

4 幹事会に専門部会を置く。

(会議)

第4条 幹事会の会議は、幹事長が必要に応じて開催し、これを進行する。

2 幹事長に事故があるとき又は欠けたときは、幹事長があらかじめ定めた順序により、副幹事長がその職務を代理する。

(関係職員等の出席)

第5条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事会が定める。

附 則

この規程は、平成20年1月1日から施行する。

別表（第3条関係）

幹 事	前 原 市	二 丈 町	志 摩 町
	市 長	町 長	町 長
	副 市 長	副 町 長	副 町 長
	総務部長	総務課長	総務課長
	財政課長	企画調整課長	企画課長
	経営企画課長	総務課長補佐兼財政係長	総務課財政係長
	経営企画課企画監	企画調整課長補佐兼企画係長	企画課企画振興係長